

<保存版>

鎌ヶ谷市立道野辺小学校PTA会則

道野辺小学校 P T A

令和4年4月28日改訂

鎌ヶ谷市立道野辺小学校PTA会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は鎌ヶ谷市立道野辺小学校PTAと称し、事務所を同校（鎌ヶ谷市東道野辺 5-5-1）におく。

(目的)

第2条 本会は父母又は保護者と教職員が協力して次のような活動を行うことを目的とする。

- 1 家庭、学校及び社会における児童の健全な成長を助ける。
- 2 児童の教育環境をよくする。
- 3 地域における児童の生活環境の改善及び教育施設を充実する。
- 4 会員相互の親睦を図る。
- 5 その他必要な活動。

(方針)

第3条 本会は上記の目的のための児童福祉に関する活動をする社会的諸団体及び機関と協力する。

- 1 本会は本会役員名で公の選挙に関知しない。
- 2 教育行政の振興に協力するが、学校経営等には干渉しない。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1 道野辺小学校に在籍する児童の父母又は保護者。
- 2 道野辺小学校に勤務する教職員。

(加入)

第5条 本会の会員は市、県、全国のPTA連絡協議会の会員となる。

(権利)

第6条 会員はすべて平等の義務と権利を有し、且つ会費を納めるものとする。

第3章 経理

(経費)

第7条 本会の経費は会費、その他の収入によって賄われる。

(会費)

第8条

- 1 会費は1世帯につき、月額200円とする。
- 2 年度の途中において児童が転入出した時の会費は転入の翌月より納入、転出の翌月より還付する。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 総会

(総会)

第10条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関である。

第11条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

定期総会は原則として毎年4月に開催し次の事項を議決する。

- 1 事業報告
- 2 決算報告の承認
- 3 事業計画と予算の審議
- 4 会則の改廃
- 5 役員を選出

- 6 その他
- 第12条 総会は会員数の3分1以上の出席によって成立するものとし、委任状をもって出席にかえることができる。
- 2 臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき又は会員の5分の1の要求があったとき開催する。
- 3 総会の議決は出席者の過半数で決する。
賛否同数のときは議長の裁決により決することができる。

第5章 役員及び会計監査

(役員)

- 第13条 本会の役員及び会計監査は次のとおりとする。
- 1 本会の役員は次のとおりとする。
会長1名 副会長2名ないし3名 会計2名 書記2名
事務局長1名 事務局次長1名
- 2 会計監査は2名とする。

(役員任期)

- 第14条 役員及び会計監査の任期は2年とし、再任は妨げない。

(役員選出)

- 第15条 会長、副会長、会計、書記、会計監査は、選考委員会によって準備された候補者を総会で選出する。
任期途中で役員に欠員が生じた場合は、候補者を会長が推薦し、運営委員がこれを承認する。任期は前任者の残任期間とする。
本部役員(会計監査を除く)を2年続けて勤めた場合、PTA役員を免除する。
(ご尽力していただける方は、再任を妨げない。)

第6章 職務

(役員職務)

- 第16条 校長はすべての会議に出席し、会の運営に意見をのべることができる。
- 2 会長は会務の一切を統括し、本会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 会計は次のことを行う。
(1) 総会で決定した予算に基づき、会計事務の処理をする。
(2) 本会の財務の保存をする。また決算報告をする。
(3) 定期総会において、会計監査を受けた決算報告をする。
(4) 予算案の立案に協力する。
- 5 会計監査は必要に応じ随時会計監査を行い、予算運用の適否を総会に報告する。
- 6 事務局長および事務局次長は本会の庶務を行うと共に活動に協力する。
- 7 書記は総会、役員会、運営委員会等の議事並びに会の活動の重要事項を記録し保管にあたる。

第7章 役員会及び運営委員会

(役員会)

- 第17条 役員会は会長、副会長、会計、書記、事務局員で構成し、総会、運営委員会の議事等必要事項について検討する。
役員会の下に行事委員会を置き、行事委員会は本会運営又は協力する行事を執行する。

(運営委員会)

- 第18条 運営委員会は役員、専門部部長、地区委員長、学年委員長、父親サミット代表及び臨時委員会のある場合は、その委員長で構成する。
- 2 運営委員会は原則として、毎月1回開催するほか、会長が必要と認めるとき、又は構成員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

- 3 運営委員会は委員数の2分の1以上出席しなければその会議を開き、議決することができない。但し委任状をもって出席にかえることができる。
- 4 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。
- 5 運営委員会は総会の決定に基づき、会務の運営にあたる。

第8章 専門部会

(部会の種類)

第19条 本会に次の専門部を置く。

- 1 事業部
- 2 補導部
- 3 地区委員会
- 4 児童活動部

(部会の任務)

第20条 専門部はそれぞれ次の任務を行う。

- 1 事業部 学校内の施設、設備の充実改善に関する事項、その他各部の属さない事項。
- 2 補導部 児童の生活指導及び交通安全等校外における補導に関する事項。
- 3 地区委員 有価物に関する一切の仕事。
- 4 児童活動部 道野辺小学校の教職員と会員を代表する運営委員が、教育環境の更なる充実を図るためお互いに意見交換し、子供たちの健やかな成長の一助となる活動を安定的に行う。

(部会役員を選任)

- 第21条 事業部、補導部、地区委員会はそれぞれ部長1名、副部長2名を互選し、部活動に必要な事項を協議し運営委員会の承認を得て執行する。又、運営委員会に議案を提出し審議を求めることができる。部長は3年から6年の役員の中から決める。
- 2 児童活動部は部長を教頭、副部長をPTA本部副会長、PTA本部会計の2名とし、部員は教務主任、学年主任とする。一般会員(保護者)が役員としての活動義務は生じない。又、運営委員会に議案を提出し審議を求める事が出来る。
 - 3 部長に事故ある時は、副部長がその職務を代行する。

第9章 附則

第22条 この会則の改正については、総会の決議を得なければならない。
但し、総会出席者の3分の2以上の賛成を得ることとする。

(規定)

第23条 この会の運営に関し必要な細則は会則に反しない限り、運営委員会で定めることができる。
但し、その結果を総会で報告する。

(附則)

第24条 この会則は昭和52年4月1日より施行する。

昭和60年 4月 1日改訂

昭和61年 4月 1日改訂

平成 6年 4月23日改訂

平成10年 4月18日改訂

平成14年 4月25日改訂

平成15年 4月24日改訂

平成20年 4月25日改訂

平成25年 4月19日改訂

平成30年 3月 6日改訂

平成31年 4月19日改訂

(細則 (5) 功労者表彰規定 第1条)

令和 2年11月26日改訂

令和 4年 4月28日改訂

細則（1） 選考委員会

- 第1条 本委員会は会則第15条に基づき制定し、又その構成のための招集は会長がこれを行う。
- 第2条 本委員会は会長、副会長、会計、書記、会計監査を指名し、総会に諮ることを任務とする。
- 第3条 本委員会は会長、副会長、会計、書記、会計監査候補者を指名するに当たり、予め総会前に候補者の承認を得なければならない。
- 第4条 本委員会の指名が総会において否決された場合は、新たに候補者を指名しなければならない。
- 第5条 本委員会委員は候補者として指名されることはできない。
但し、委員を辞退した時は、この限りではない。
- 第6条 本委員会は各学年代表、補導部長、事業部長、地区委員長の中から5名、役員から1名、教職員から1名を以て構成する。
- 第7条 本委員会は委員長1名、副委員長1名を互選し、委員長は選考委員会を代表する。

平成2年 1月19日改訂

平成3年 4月22日改訂

令和3年11月 4日改訂 （ 細則（1）選考委員会 第6条 ）

細則（2） 学級委員、専門委員、地区委員、父親サミット

- 第1条 各学級PTAは、原則として学級委員を1年から3年は各1名、4年から6年は各2名を選出する。ただし6年に関しては、卒対要員として学年から2名追加する。また補導部員並びに事業部員に関しては各1名とし、行事委員は若干名選出する。
- 2 現在わかくさ学級に児童が在籍している、若しくは以前わかくさ学級に在籍していて、現在は道野辺小学校を卒業しているが、この卒業生と兄弟姉妹関係にある児童が、現在道野辺小学校に在籍している世帯については、道野辺小学校のPTA活動において、全ての役員選出に関し選択制とする事が出来る。但し地区委員に関しては、この限りではない。
- 第2条 学級委員は互選により学年委員長1名、副学年委員長1名を選出する。
- 第3条 学級委員会は次のことを行う。
- 1 学級担任と協力し、学級活動の企画・運営、連絡にあたる。
- 2 その他
- 第4条 学年委員会は次のことを行う。
- 1 学年担任と協力し、学年及び学級活動の企画・運営をする。
- 2 学級PTAからの提案事項の処理。
- 3 運営委員会への提案事項の審議。
- 第5条 学年委員長は次のことを行う。
- 1 学年委員会を代表し、運営委員会の審議に参加する。
- 2 運営委員会から学年委員会への所要事項の伝達。
- 3 学年委員会に関する連絡等を学級委員と協力し、学年PTA活動を推進させる。
- 4 委員長事故ある時は、副委員長がその職務を代行する。
- 第6条 PTA本部役員、地区委員長は地区委員を若干名選出する。
- 第7条 地区委員は地区PTA活動の連絡及び推進にあたる。
- 第8条 父親サミットはPTA会員全ての父親を対象として構成し、PTA行事に積極的に参加する。
- 2 運営委員会には、父親サミット代表が出席する。

- 但し、出席できない場合は本部会長及び副会長が代理出席する。
- 3 父親サミット会議には、サミット会員、本部役員が出席する。
- 第9条 この規定は、平成10年4月18日より効力を発する。

平成10年 4月18日改訂
平成25年 4月19日改訂
令和 2年 9月23日改訂
令和 2年11月26日改訂
令和 3年 1月18日改訂
令和 3年 2月25日改訂
令和 3年 4月23日改定

細則（3） P T A旅費規定

- 第1条 P T Aの業務で出張する場合、必要な旅費等は経常費より支出する。
- 第2条 旅費等は実費とする。
- 第3条 この規定は昭和52年4月1日より効力を発する。

細則（4） P T A見舞金規定

- 第1条 見舞金の対象は本会の会員とし、下記の通り適用する。
前項の規定は、自然災害時はこれを適用しない。
- 第2条 見舞金に関する金額の基準は下記の通り適用する。
- | | | | | |
|---|--------|---------|------|---------|
| 1 | 死亡：会員 | 10,000円 | 本校児童 | 10,000円 |
| 2 | 火災：会員 | 10,000円 | | |
| 3 | 見舞金：会員 | 3,000円 | 本校児童 | 3,000円 |
- (但し、入院期間1か月以上にわたる場合)
- 第3条 特別な場合で会長が必要と認めたときは、運営委員会に諮って金額その他を決する。但し、急を要する場合、会長は副会長と協議して見舞金の執行を行い、後日運営委員会に報告し承認を得る。
- 第4条 この規定は昭和61年4月1日より効力を発する。
平成6年4月23日改訂

細則（5） 功労者表彰規定

- 第1条 表彰の対象は、運営委員及び会計監査を連続して2年務め、その任期を終了した者。
- 第2条 前条に該当しない者で、特別功労があったと会長が認めたときは運営委員会に諮って表彰することができる。
- 第3条 表彰は記念品を以てこれを行う。
- 第4条 この規定は昭和59年4月1日より効力を発する。

平成14年4月25日改訂
平成30年3月 6日改訂

鎌ヶ谷市立道野辺小学校PTA運営組織図

